

## I 厚生労働省要請通知の概要

○令和2年1月17日に厚生労働省が各都道府県知事あて、以下の点について通知を发出

### 1. 再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証

- ・ 都道府県は、厚生労働省のデータ分析の結果、9領域全てで「診療実績が特に少ない」、又は6領域全てで「類似かつ近接」(※)に該当する公立・公的医療機関等(再検証対象医療機関)に対し、**具体的対応方針の再検討を要請すること** (※人口100万人以上の構想区域を除く)
- ・ 都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、**次の事項について検討し、地域医療構想調整会議での再検証を経た上で、具体的対応方針について合意を得ること**
  - ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、**2025年を見据えた自医療機関の役割**
  - ② 分析の対象とした領域ごとの**医療機能の方向性**(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等)
  - ③ ①②を踏まえた**機能別の病床数の変動**
- ・ 既に病床数や病床機能の再編等について一定の対応を行っている場合も、改めて合意を得ること
- ・ 再検証対象医療機関のうち、分析の対象領域以外の一部の診療領域に特化し、疾患特性に応じて一定の急性期機能を有して高度・先進医療や政策医療を提供している場合等は、自医療機関が特定の領域において担う役割等を明示的かつ丁寧に説明し、都道府県はその内容等を踏まえ慎重に議論を進めること

### 2. 具体的対応方針の再検証等の期限

- ・ 当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として議論を進める (見直しを伴う場合は2020年9月までに合意)
- ・ 厚生労働省において地域医療構想調会議の議論の状況把握を行い、その結果を踏まえて2020年度以降の進め方について改めて通知

### 3. 地域医療構想調整会議の運営

- ・ 今回提供したデータ分析結果等は、都道府県が最終確認を行い厚生労働省が確定するまでの間は、**非公開として取り扱い、当該資料を用いて地域医療構想調整会議を開催する場合は、当該資料や関連する議事録は非公表とすること。**

※ なお、6領域全てで「類似かつ近接」に該当する再検証対象医療機関がある構想区域における区域全体の医療提供体制の検証や、再検証対象医療機関に該当しない公立・公的医療機関等の議論についても、地域医療構想調整会議で行うこととされている。